

収納率向上アドバイザー

堀博晴の滞納整理塾



第9回

国保制度を崩壊させないために!!

滞納整理は『福祉施策』ではありません!

滞納したら差押が当たり前前の自治体に

差押をあまりや

と判断されることによって首長や管

私は、皆さんに江戸時代の悪代官よ

らない、やりたがら

理職が責任を取らされることを考え

ろしく、財産がなく支払えない人から

ない自治体の課長

れば、「福祉施策だから云々」という

無理やり取るような苛斂誅求(かくれんしゅうまう)なことを求めているわけではありません。払

さんに、なんで差し

ことを言っている場合ではないと思

えるのに払わない滞納者を許してはい

押さえないのかを

います。ましてや延滞金を免除してし

けないと言いたいです。そういう人

お聞きすると「国保

まうようでは収納率の向上は望めま

を許さないためには、滞納整理でもつ

は福祉施策だから

せん。本料(税)はもちろん延滞金

とも大切な仕事である財産調査

やりづらい」という

をキチンと取ることとで料(税)の負

をキチンとやることだと思えます。財

答えが返ってきま

担における公平性が確保されると同

産調査もせず滞納者の話だけを鵜呑み

す。延滞金を取らな

時に、滞納するとこんな無駄な出

生に追いつかない少額分納を安易に認

い自治体の課長さ

費になるということを滞納者に理解、

める。これでは、払う意思があれば少

んも同じことを言

納得してもらい優良な納期内納付(納

額でもいいですよと認めたようなもの

います。はたして滞

税)者になってもらうことが大切で

です。キチンとした財産調査を行い、

納した人からお金

はないでしょうか。

財産が見つかれば差し押さえ、なけれ

を取る仕事は福祉

の納期内納付をしてくださる、いわゆ

ば停止処分にする。この見極めを早め

施策でしょうか。決

るサイレントマジORITYの方々

にすることが大切だと思えます。人

してそうではない

が後押しをしてくださっているの

よっては爪に火をともしながら毎月支

はずです。私には

はないでしょうか。その方たちに思

払ってくれる人もいます。払えるのに

「福祉」を隠れ蓑に

いを馳せれば「福祉施策だから…」な

支払わない人もいます。その見極めが

本来やらなければ

どと言っておられないのではないの

大切だといいたいです。そして、払

いけない仕事から

でしようか。決して一部の滞納者を放

えるのに払わない滞納者に対しては果

逃げているとしか

置することなく、法令に基づいて淡々

敢に差し押さえなり捜索を行っていく

思えません。自治体

と処理すればよいことだと考えます。

べきだと思えます。

が適正な債権回収

を怠ること、すなわ

また、預金の差し押さえをするのに

ち「不作為」が違法

首長や管理職から決裁をもらってからでないといけないという話をよく聞きます。金融機関で預金を発見したら、その場で徴税吏員の印鑑で差し押さえるべきです。いちいち決裁をもらいに役所に帰ってれば他の機関に先を越されるかもしれません。実際に時間差で先を越され、地団太を踏んだ例もあります。

法律には「徴収職員は：財産を差し押さえないければならない」とされ、徴収（収納）職員であれば自ら差し押さえることができます。差押は先着手なのですから、一刻も早く差し押さえることを奨励する意味でも決裁は後回しにすべきだと考えます。決裁が無いと差押ができないような職場では、収納率アップは望めないどころか活力のない職場になってしまうことでしょう。また、職員がせっかくな差し押さえてき

たのに滞納者からの解除要求に安易に屈してしまうなどの話も同じです。滞納者の票を当てにしなければ当選しない首長や議員のことばかりを気にしたり、滞納者に怒鳴られるのがいやな管理監督者の下では、職員は絶対に差押をやらなくなりします。

職員が法律に基づいて差し押さえてくるのは本来業務であって、至極当たり前の話なのです。法律には滞納をしたら差し押さえないければならないと書かれているのですから。課税するときには法律等に基づいてきちっと課税する。課税に限らず、役所の仕事は法律や条例どおりに公平にやられていることがほとんどですが、ことに滞納整理となるとなぜ法律どおりにやらないのか。不思議な現象です。

一般的には、滞納となった事案には催告書を出したり電話催告をしたりな

ど、ある程度自主的に支払う機会を滞納者に与えています。ここまでは私も必要だと思えますが、支払約束を破ったり、納付交渉にも応じない滞納者には、財産があれば即刻差し押さえる。これが滞納整理における法令順守だと思えます。

こんなとき、首長をはじめとする管理監督者は差し押さえに対して腹をくくってもらいたいと思えます。そして滞納したら差し押さえられるのが当たり前の自治体に一日も早くすることが大切なことだと思います。（つづく）

インターネット公売下見会



日本最南端の市における国保の搜索の様子



軽自動車タイヤロック差押

搜索の様子



硬貨が山のよう...



国保の執務室の前でインターネット公売下見会を行う様子

プロフィール

堀 博晴

(ほり ひろはる)



ヤフー株式会社コンシューマ事業統括本部官公庁担当、NPO LG Net理事長

昭和42年江戸川区役所に入都

東京都総務局小笠原支庁、同和対策部、災害対策部

主税局足立都税事務所整理第二課長、新宿都税事務所整理第二課長、練馬都税事務所納税課長、課税部軽油特別調査室副参事、徴収部機動整理課長、徴収指導室長を歴任し、平成17年4月より現職。機動整理課長の時、全国で初めてのインターネット公売を実施し成果を上げる。「ネット公売を全国に広げたい」と、自らヤフーのスタッフ募集に応募する。インターネット公売の説明に全国の自治体を飛び回る。平成23年よりNPO法人 LG Netを設立し、理事長に就任。

著書には、インターネット公売のすべて(ぎょうせい)、自治体増収大作戦—インターネットが変えた—(ぎょうせい)がある。

厚生労働省国民健康保険料(税)収納率向上アドバイザー